〔備考〕

1　「弁駁の趣旨」の欄には、答弁書等の趣旨に対する反論の趣旨を記載する。ただし、当該反論の趣旨が、既に提出された審判の請求書又は弁駁書に記載されている事項と同一の内容のものである場合には、「弁駁の趣旨」の欄は設けるには及ばない。

2　「理由」の欄には、被請求人の主張に対する反論を具体的に記載する。

3　その他は、様式第３の備考１から３まで、７から11まで及び14から16まで、様式第５の備考３、様式第57の備考２、様式第62の備考８並びに様式第63の３の備考１と同様とする。

様式第63の５（第47条の４関係）

同　意　回　答　書

（平成　　年　　月　　日）

特許庁審判長　　殿

1　審判の番号

2　被請求人

住所（居所）

（電話又はファクシミリの番号）

氏名（名称）　　㊞

3　代理人

住所（居所）

（電話又はファクシミリの番号）

氏名（名称）　　㊞

4　同意回答書提出期間の通知書の日付

5　回答の趣旨

6　添付書類の目録

〔備考〕

1　「回答の趣旨」の欄には、同意回答書提出期間の通知書において示されている請求の理由の要旨を変更する補正について同意するか否かが明確にわかるように記載する。（例えば、同意する場合は「同意する。」、又は同意しない場合は「同意しない。」と記載する。）

2　その他は、様式第３の備考１から３まで、７から11まで及び14から16まで、様式第５の備考３、様式第57の備考２並びに様式第63の３の備考１と同様とする。この場合において、様式第57の備考２中「請求人」とあるのは「被請求人」と読み替えるものとする。

様式第63の６（第47条の６関係）

訂　正　請　求　申　立　書

（平成　　年　　月　　日）

特許庁審判長　　殿

1　事件の表示

2　被請求人

住所（居所）

（電話又はファクシミリの番号）

氏名（名称）　　㊞

3　代理人

住所（居所）

（電話又はファクシミリの番号）

氏名（名称）　　㊞

4　判決の送達日

5　申立ての趣旨

6　添付書類の目録

〔備考〕

1　「判決の送達日」の欄には、「平成○○年行○第○○号の判決の送達日　平成何年何月何日」のように記載する。

2　「申立ての趣旨」の欄には、「特許第○○○○○○○号に係る特許権について、特許法第134条の３第１項の規定により訂正の請求を申し立てる。」のように記載する。

3　その他は、様式第３の備考１から３まで、７から11まで及び14から16まで、様式第５の備考３、様式第57の備考２並びに様式第63の２の備考１と同様とする。この場合において、様式第57の備考２中「請求人」とあるのは「被請求人」と読み替えるものとする。

様式第六十四の備考４中「特許法第121条第１項の審判事件」を「拒絶査定不服審判事件」に改め、同様式の備考５中「様式第62の備考６」を「様式第62の備考９」に改める。

様式第六十四の二備考１中「無効審判事件」を「特許無効審判事件」に改める。

様式第六十四の三備考２中「様式第61の５」を「様式第61の２」に改める。

様式第六十五の備考１中「「特許法第118条第１項の規定により参加」又は」を削り、同様式の備考２中「、特許法第118条第１項」及び「特許異議申立事件又は」を削り、同様式の備考３中「様式第61の２の備考３」を「様式第62の備考５」に改める。

様式第六十五の二備考２、様式第六十五の四備考及び様式第六十五の六備考２中「様式第61の５」を「様式第61の２」に改める。

様式第六十五の七の備考１を削り、同様式の備考２中「その他は、」を削り、「並びに様式第57の備考２」を「、様式第57の備考２並びに様式第63の３の備考１」に改め、同備考を同様式の備考とする。

様式第六十五の九の備考中「様式第61の５」を「様式第61の２」に改める。

様式第六十五の十の備考中「様式第65の７」を「様式第63の３」に改める。

様式第六十五の十一の備考、様式第六十五の十三の備考２、様式第六十五の十五の備考及び様式第六十五の十七の備考中「様式第61の５」を「様式第61の２」に改める。

様式第六十五の十八の備考中「様式第65の７」を「様式第63の３」に改める。

様式第六十五の十九の備考、様式第六十五の二十一の備考及び様式第六十五の二十三の備考中「様式第61の５」を「様式第61の２」に改める。

様式第六十五の二十四の備考中「様式第65の７」を「様式第63の３」に改める。

様式第六十五の二十五の備考２中「様式第61の５」を「様式第61の２」に改める。

様式第六十六の備考５中「様式第61の２の備考３」を「様式第62の備考５」に改める。

（実用新案法施行規則の一部改正）

第二条　実用新案法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項中「、第九号から第十一号まで及び第十七号」を「及び第十四号」に、「並びに第十三条の二」を「、第十三条の二並びに第十三条の三」に、「「十六　再審の請求」を「「十三　再審の請求」に、「十六の二　再審の請求　実用新案法第十四条の二の規定による訂正」を「十三の二　再審の請求　実用新案法第十四条の二の規定による訂正」に改める。

様式第八の備考５中「実用新案法第37条第１項の審判」を「実用新案登録無効審判」に改める。

（意匠法施行規則の一部改正）

第三条　意匠法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「意匠法第四十六条第一項又は第四十七条第一項の審判」を「拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判」に改める。

第十九条第一項中「、第九号から第十一号まで及び第十七号」を「及び第十四号」に、「並びに第十三条の二」を「、第十三条の二並びに第十三条の三」に、「特許法第百二十一条第一項」を「拒絶査定不服審判」に、「並びに意匠法第四十六条第一項及び第四十七条第一項」を「及び拒絶査定不服審判又は補正却下決定不服審判」に改め、「意匠登録出願の代理人による場合を除く。）」と」の下に「、「九　審判の請求（拒絶査定不服審判を除く。）」とあるのは「九　審判の請求（拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判を除く。）」と」を加え、「意匠法第四十六条第一項若しくは第四十七条第一項」を「拒絶査定不服審判若しくは補正却下決定不服審判」に、「意匠法第四十六条第一項又は